

令和8年度食品表示普及啓発動画制作業務仕様書

1 業務名

令和8年度食品表示普及啓発動画制作業務

2 委託期間

契約締結日から令和9年1月29日まで

3 業務目的

食品表示は消費者の食の安全・安心を確保するとともに、自主的な食選択や健康の保持増進に欠かせない役割を持つ。

消費者の食品表示制度への理解を高めるとともに、多様化する食生活に対応し、食品表示を活用した食選択を継続的に実践する姿勢を醸成することができる、訴求力の高い啓発動画を制作する。

なお、制作した動画は、県が主催するセミナー・イベントや県ホームページ、県公式 SNS、YouTube 等様々な場面で活用する。

4 委託料

2,500,000円（税込）以内

※上記金額のうち、ナレーション制作に係る経費（以下「ナレーション費」という。）は800,000円程度を見込むものとする。

（ナレーション費の内訳）

- ・県が指定する東京都の女性声優の出演費（計8本分）
- ・収録に係る諸経費（例：レンタルスタジオ費、出張費等）

5 業務内容

次に掲げる動画等を制作し、納品する。

（1）動画の概要

ア ターゲット

若年層（10代から20代）をメインターゲットとし、小学生から高齢者まで幅広い年齢層が理解できる内容とする。

イ 動画の内容及び本数等

各テーマ等に沿った計8本の動画を制作する。

（ア）啓発動画（各1分から2分程度）

下記テーマについて、表示を確認することの習慣化や表示を活用した食選択につながる啓発動画

テーマ	内容	本数
食品表示について	・一括表示の基本ルールについて ・具体的な活用方法について	1本
栄養成分表示について	・栄養成分表示の基本ルールについて ・食塩相当量の確認と適正摂取について ・具体的な活用方法について	1本

(イ) 啓発動画（各 15 秒程度）

下記テーマの要点について、短時間で印象に残るメッセージを発信する啓発動画

テーマ	要点	本数
原産地表示	・ 生鮮食品や加工食品には原産地が表示されていること ・ 産地表示と製造地表示の違い	1 本
期限表示	・ 「賞味期限」と「消費期限」の違い ・ 期限表示は「未開封」の状態での期限であるため、開封後は速やかに消費すること	1 本
栄養成分表示	・ 栄養成分表示を確認すると、健康づくりに役立つこと	1 本

(ウ) クイズ動画（各 20 秒から 30 秒程度）

(イ) の各テーマについて、視聴者が能動的に考えながら学べるクイズ動画

テーマ	内容	本数
原産地表示	・ 各テーマに関連した説明・解答・解説で構成	1 本
期限表示		1 本
栄養成分表示		1 本

(2) 動画の性質及び制作方法

- (ア) 映像はアニメーション等形式とし、視聴者が興味・関心を持つ手法を用いて制作すること。
- (イ) 動画の解像度はフルハイビジョン（1920×1080）以上とし、縦横比は 16:9 とすること。また、予算の範囲内で可能な限り、縦型動画用のデータ（解像度 1080×1920、縦横比 9:16）もあわせて制作すること。なお、制作本数等の詳細については県と協議の上決定する。
- (ウ) 映像に使用するキャラクター等は、本業務完了後に県が動画以外の広報媒体やグッズ展開等に二次利用することを前提とした、親しみやすく汎用性の高いデザインとすること。また、当該キャラクターの二次利用については、無償かつ自由に認められるものとする。
- (エ) 制作した動画については、内容にあわせてナレーションや BGM、効果音を追加するとともに、視聴者の理解を助ける字幕等を適宜入れること。また、動画の内容にふさわしいタイトルをつけること。なお、ナレーションについては県が指定する女性声優を起用すること。
- (オ) 収録に係る声優やスタジオ等の調整は受託者が行うこと。また、収録に当たっては、受託者が責任を持ってディレクション及び進行管理を行うこと。（収録場所は東京都内を想定。）
- (カ) 動画制作の前にシナリオ、原案となる絵コンテ等を提出し、テロップのフォント等を含め、県と事前に動画の構成等について調整すること。
- (キ) 県による複数回の動画の確認及び修正指示の機会を設けること。その場合、県の指示に合わせた修正を行うこと。
- (ク) 必要な映像・音楽等についてはすべて受託者が用意すること。用意した映像や音楽については適宜県に確認を取ること。

(ク) 動画制作全般にかかる費用は全て受託者の負担とすること。なお、動画制作全般には、構成案(シナリオ)作成、収録、ナレーション、テロップ、CG、BGM、編集等のほか、制作物の納品までの一切を含むものとする。

6 成果品

(1) 動画及び画像データ等

ア 再生用データ 5部

汎用 DVD プレーヤーで再生可能な DVD-VIDEO 形式で記録した DVD-ROM

イ 動画配信、ウェブサイト掲載用データ

PC 等で再生可能な MP4 及び MOV 形式のファイルを保存した HDD または SSD 等

ウ 非圧縮の映像マスターデータ一式を保存した HDD または SSD 等

エ YouTube 掲載用動画のサムネイル画像

オ キャラクター画像データ

背景を透過した高解像度データ (PNG または AI 形式等。グッズ制作に活用可能なもの)

※なお、制作した動画は、YouTube、ホームページ、デジタルサイネージ等にて使用するため、これに適したデータを納品すること。

(2) 納品期限

令和 9 年 1 月 29 日 (完成したのものから順次納品すること)

(3) 納品場所

徳島県生活環境部 安全衛生課

7 特記事項

(1) 成果品の著作権(著作権法第 21 条から第 28 条に定める権利を含む。)については、成果物の納品をもって県に帰属するものとし、県(県が指定する者を含む。)は受託者に事前の連絡なく加工及び二次利用できるものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等(以下「権利留保物」という。)については、受託者に留保するものとし、この場合、県は権利留保物について独占的に使用できるものとする。

(2) 受託者は県に対し、成果物に関する著作権人格権(著作権法第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項及び第 20 条第 1 項に定める権利を含む。)を一切行使しないものとする。また、県が広報媒体やグッズ等を活用して公表等を行うにあたり、受託者は使用料等いかなる名目であっても対価を請求することはできず、県は自由に無償で使用できるものとする。

(3) 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、音楽、映像等を使用するときは、その使用に関する一切の責任及び費用の負担を負わなければならない。成果物が第三者の権利を侵害したことにより当該第三者から使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受託者は県に生じた損害を賠償し、当該紛争における一切を処理しなければならない。

(4) 受託者は、本業務(再委託をした場合を含む。)の実施に当たって知り得た秘密や情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(5) 業務の遂行に当たり発生した事故等は、受託者の責任で対処すること。ただし、県がその損害を県の責めに帰する事由により発生したものと認めた場合は、県もその損害を負担するものとし、負担額は県と受託者の協議で決定する。

(6) 業務の実施に当たっては、関係法令、条例及び規則を遵守するとともに、県と十分協議しながら事業を進めること。また、県の求めに応じ、随時、業務の進捗及び成果について報告すること。

(7) 当該業務内容の変更に伴う仕様の変更、委託料の変更、及びこの仕様書に記載されていない事項や疑義が生じた場合については、速やかに県と協議の上、決定するものとする。